

令和5年2月8日
法務省矯正局

刑事施設の運営業務（喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター） 民間競争入札実施要項の変更及び契約変更について

1 事業の概要

(1) 理念

「国民に理解され、支えられる刑務所」という基本理念の下、「官民協働の運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」という運営理念の実現を目指す。

(2) 対象施設

喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）

播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）

(3) 委託業務の範囲

施設維持管理業務、収容関連サービス業務（給食、衣類・寝具の提供、清掃等）、職業訓練業務、教育業務、医療業務（健康診断、理学療法等）、分類業務（受刑者の資質及び環境の調査、社会復帰のための調整等）

(4) 事業期間

8年間（令和4年4月1日から令和12年3月31日まで）である。

2 実施要項等の変更の必要性

令和3年5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されているところ、各少年院は、同施行に伴い、新たなプログラムの導入などの対応を行っている。加古川学園（同学園に併設され、その分院である播磨学園を含む。以下同じ。）においては、支援教育課程Ⅲ（知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの）の対象者が増加傾向にあり、新収容者の半数以上を占める中、きめ細やかな矯正教育を行うためには相応の人的体制を必要とするところ、新たなプログラムの実施体制構築などの業務が追加され、職員の負担が増えている。そのような状況下、法務教官（国の職員）が、食事の調理を実施しているところ、法改正に伴う新たな業務の対応のためには、これら炊事業務に従事している法務教官（国の職員）についても、矯正教育に専念させる必要がある。

そのため、近隣に所在している播磨社会復帰促進センター（以下「播磨センター」という。）の厨房において、加古川学園の在院者等（加古川学園に収容されている者をいう。以下同じ。）の食事の提供が行えるよう民間委託範囲を変更する。

3 実施要項の主な変更点等

(1) 主な変更点

播磨センターにおける給食業務の民間委託範囲の変更

(変更前) 播磨センターの被収容者等の食事の提供等を実施

(変更後) 播磨センターの被収容者等及び加古川学園の在院者等の食事の提供等を実施

(2) 契約変更の時期

官民競争入札等監理委員会での了承後、令和4年度中に変更契約を締結し、令和5年4月1日から業務を開始する。

刑事施設の運営業務 民間競争入札実施要項

(下線部分は、今回改正部分)

改正後	現行
<p>1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）</p> <p>(1) 対象公共サービスの詳細な内容</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 業務の対象と業務内容</p> <p>「総括マネジメント業務，施設維持管理業務，職業訓練業務，教育業務，分類業務，医療業務及び収容関連サービス業務」を対象とする。<u>ただし，「(キ) 収容関連サービス業務」のうち「a 給食業務」について，播磨センターにおいては，加古川学園（播磨学園を含む。）の在院者等の食事の提供等も行う。</u>各業務の内容は以下とする。</p> <p>なお，詳細な内容は，別冊要求水準書を参照のこと。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p>	<p>1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）</p> <p>(1) 対象公共サービスの詳細な内容</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 業務の対象と業務内容</p> <p>「総括マネジメント業務，施設維持管理業務，職業訓練業務，教育業務，分類業務，医療業務及び収容関連サービス業務」を対象とする。各業務の内容は以下とする。</p> <p>なお，詳細な内容は，別冊要求水準書を参照のこと。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p>

喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターにおける
 総括マネジメント業務，施設維持管理業務，職業訓練業務，教育業務，
 分類業務，医療業務及び収容関連サービス業務に係る業務委託
 要求水準書

(下線部分は、今回改正部分)

改正後	現行
<p>第3編 業務別要求水準 第3 収容関連サービス業務 1 給食業務 (献立の作成・確認) (1) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士により，被収容者等に 給与する食事の献立を作成す る。<u>播磨センターにおいては，加 古川学園(播磨学園を含む。以下 同じ。)</u>の在院者等に給与する食 事の献立の作成を含む。 ・年間行事計画に従い，必要に応じ て特別な食事の献立を作成す る。 ・<u>国の規定に基づいて</u>，必要書類の 作成を行う。 <p>・保健所等の関係機関への報告・連 絡調整等を行う。</p> <p>(2) 要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被収容者等<u>(播磨センターにおい ては在院者等を含む。以下，この 「(2) 要求水準」において同 じ。)</u>に満足される食事を提供す る。 ・「矯正施設被収容者食料給与規 程」(平成7年法務省矯医訓第6 59号大臣訓令)等に従い，給与 熱量，栄養量，季節感などを考慮 して献立案を作成し，運営施設 のセンター長<u>(加古川学園分 については学園長)</u>の承認を受け る。 	<p>第3編 業務別要求水準 第3 収容関連サービス業務 1 給食業務 (献立の作成・確認) (1) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士により，被収容者等に 給与する食事の献立を作成す る。 ・年間行事計画に従い，必要に応じ て特別な食事の献立を作成す る。 ・<u>既存のシステム(国の給食管理シ ステムに準じたもの)</u>に必要な 情報を入力し，必要書類の作成 を行う。 <p>・保健所等の関係機関への報告・連 絡調整等を行う。</p> <p>(2) 要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被収容者等に満足される食事を 提供する。 ・「矯正施設被収容者食料給与規 程」(平成7年法務省矯医訓第6 59号大臣訓令)等に従い，給与 熱量，栄養量，季節感などを考慮 して献立案を作成し，運営施設 のセンター長の承認を受ける。

- ・日常的な給食や特別菜等について、被収容者等に対するし好調査を企画・実施し、運営施設のセンター長に調査結果及び結果に基づく改善策を提示する。
- ・食物アレルギーや特別な配慮を要する被収容者等への柔軟な食事（歯科疾患を抱える者や高齢で咀嚼が低下した者のための刻み食、宗教に配慮した食事、治療食等）を提供する。
- ・治療食は、医師が作成した食事箋に基づき提供する。なお、高齢の被収容者等も収容することとしているので、常時、個々の被収容者等に応じた食事（減塩食等、医師の食事箋に基づく食事）を提供する。
- ・熱中症対策をはじめとして、矯正処遇上又は医療上の必要が生じた場合は適切に対応する。
- ・毎食時、検食2人分（播磨センターにおいては加古川学園の検食2人分を含む。）を国に提供する。
- ・国の規定に基づき、必要な事項を報告する。

（食事・飲料の給与）

（1）業務内容

- ・炊事業務に従事する受刑者への技術指導を通じ、献立に基づき、被収容者等への食事の提供を行う（調理・盛付・配膳・下膳作業は受刑者が刑務作業又は職業訓練として実施し、公サ法事業者においては、これらの作業の技術指導を行う。）。
- ・播磨センターにおいては、播磨センターの厨房で、加古川学園の在院者等への食事（飲料を除

- ・日常的な給食や特別菜等について、被収容者等に対するし好調査を企画・実施し、運営施設のセンター長に調査結果及び結果に基づく改善策を提示する。
- ・食物アレルギーや特別な配慮を要する被収容者等への柔軟な食事（歯科疾患を抱える者や高齢で咀嚼が低下した者のための刻み食、宗教に配慮した食事、治療食等）を提供する。
- ・治療食は、医師が作成した食事箋に基づき提供する。なお、高齢の被収容者等も収容することとしているので、常時、個々の被収容者等に応じた食事（減塩食等、医師の食事箋に基づく食事）を提供する。
- ・熱中症対策をはじめとして、矯正処遇上又は医療上の必要が生じた場合は適切に対応する。
- ・毎食時、検食2人分を国に提供する。
- ・システムの使用に当たっては、国が規定する情報セキュリティ対策実施手順を遵守する。入力内容については国の規定に基づき行い、報告する。

（食事・飲料の給与）

（1）業務内容

- ・炊事業務に従事する受刑者への技術指導を通じ、献立に基づき、被収容者等への食事の提供を行う（調理・盛付・配膳・下膳作業は受刑者が刑務作業又は職業訓練として実施し、公サ法事業者においては、これらの作業の技術指導を行う。）。

（新設）

く。)を調理し、提供することを
含む。

(2) 要求水準

(調理)

- ・被収容者等(播磨センターにおいて是在院者等を含む。)に対し、毎日3食の食事を提供する。
- ・新鮮な食材、質の良い調味料などを使用し、衛生的に調理を行わせる。
- ・外部機関による衛生管理体制を構築する。

(盛付・配膳)

- ・被収容者等が使用する食器類の材質、デザイン、形状などを考慮し、快適に食事ができるようにする。また、身体障害を有する被収容者等に配慮した食器類を備える。
- ・受刑者又は在院者等が病棟、職業訓練棟又は収容棟内へ適温で配膳できるようにする(配下膳は受刑者又は在院者等が行う。)
- ・毎食時及び休息時(午前、午後各1回)に病棟、職業訓練棟又は収容棟等へ適温でお茶(夏季は冷たいお茶)を提供する。
- ・業務の実施方法については、必要に応じて運営施設のセンターと協議して改善し、業務の効率化を図る。

(下膳)

- ・残食、残菜などの処理を適正に行わせる。
- ・下膳後、食器、調理器具類、配下膳車などを速やかに洗浄消毒させ、整理整頓の上、適切な場所に保管させる。

(非常時対応)

(1) (略)

(2) 要求水準

(2) 要求水準

(調理)

- ・被収容者等に対し、毎日3食の食事を提供する。
- ・新鮮な食材、質の良い調味料などを使用し、衛生的に調理を行わせる。
- ・外部機関による衛生管理体制を構築する。

(盛付・配膳)

- ・被収容者等が使用する食器類の材質、デザイン、形状などを考慮し、快適に食事ができるようにする。また、身体障害を有する被収容者等に配慮した食器類を備える。
- ・受刑者が病棟、職業訓練棟又は収容棟内へ適温で配膳できるようにする(配下膳は受刑者が行う。)
- ・毎食時及び休息時(午前、午後各1回)に病棟、職業訓練棟又は収容棟等へ適温でお茶(夏季は冷たいお茶)を提供する
- ・業務の実施方法については、必要に応じて運営施設のセンターと協議して改善し、業務の効率化を図る。

(下膳)

- ・残食、残菜などの処理を適正に行わせる。
- ・下膳後、食器、調理器具類、配下膳車などを速やかに洗浄消毒させ、整理整頓の上、適切な場所に保管させる。

(非常時対応)

(1) (略)

(2) 要求水準

<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒が発生した時は、運営施設のセンター長に速やかに報告するとともに、保健所等の指示に従い適切に対応する。 ・食中毒が発生した場合であっても、被収容者等(播磨センターにおいては在院者等を含む。)への給食(弁当等)を毎日時間どおりに提供する。ただし、播磨センターの厨房での調理を行わない場合で、被収容者等に備蓄保存している非常食を給与するときは、在院者等への食事の提供は不要とする。 ・災害の発生に備え、7日分以上の非常食及び非常飲料を運営施設のセンター内に備蓄保存する。 ・備蓄保存する非常食及び非常飲料の賞味期限について適切に管理し、期限が切れたものは速やかに廃棄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒が発生した時は、運営施設のセンター長に速やかに報告するとともに、保健所等の指示に従い適切に対応する。 ・食中毒が発生した場合であっても、被収容者等への給食(弁当等)を毎日時間どおりに提供する。 ・災害の発生に備え、7日分以上の非常食及び非常飲料を運営施設のセンター内に備蓄保存する。 ・備蓄保存する非常食及び非常飲料の消費期限について適切に管理し、期限が切れたものは速やかに廃棄する。
--	---